

○大府市小中学校周年記念事業交付金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、大府市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）において学校の創立を記念して実施する周年記念事業（以下「周年記念事業」という。）を円滑に運営し、その成果の確保に資するために、予算の範囲内において交付する大府市小中学校周年記念事業交付金（以下「交付金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和 4 6 年大府市規則第 7 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象団体）

第 2 条 交付金の交付の対象となる団体は、小中学校が組織する周年記念事業実施委員会（以下「実施委員会」という。）とする。

（交付対象事業）

第 3 条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、小中学校の創立から 1 0 年ごとを単位とした周年を迎えたときに実施委員会が実施する記念誌の発行事業及び周年記念事業とする。

（交付対象経費）

第 4 条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

（交付金の額）

第 5 条 交付金の額は、予算の範囲内において市長が別に定める額とする。

（委任）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

交付対象経費	細分類	内容
需用費	消耗品費	事業に必要な物品の購入に要する費用（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	印刷製本費	事業に必要な印刷に要する費用
役務費		事業を行うために必要な通信運搬費及び手数料